

テレワーク型企業誘致推進事業環境整備補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、主に都市圏等の企業が当該感染症のリスク分散を図るとともに、本市に新たな拠点を設けることを目的として従業員を配置し、及び従業員を滞在させる際に必要となるテレワーク環境の整備に係る経費の一部に対し、予算の範囲内においてテレワーク型企業誘致推進事業環境整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 従業員 佐賀市以外の企業に勤め、現住所が佐賀市以外の者をいう。
- (2) 配置 企業が定める勤務地として配置することをいう。
- (3) 滞在 佐賀市内のホテル又は旅館等で宿泊することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 佐賀市以外の企業であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を行う者でないこと。

2 補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、佐賀市以外の企業が当該感染症のリスク分散を図るとともに、本市に新たな拠点を設けることを目的として従業員を配置し、及び従業員を滞在させる際に必要となるテレワーク環境の整備のための事業とする。

（補助対象経費等）

第5条 補助対象経費は、次のとおりとする。

	経費区分	内容	備考
補助対象経費	使用料及び賃借料	機器・設備、ソフトウェア等、のリース・レンタル料 サテライトオフィス等利用料、テレワークツールに係る利用料 【対象】 パソコン、タブレット、VPN（リモート）機器、Web会議システム用機器、ルーター、無線LAN機器	※テレワークツール… Web会議システム、チャット、セキュリティソフト、勤怠管理・業務管理ツール等 ※補助対象期間を超える契約の場合は、補助対象期間終了日までを対象とする。
	備品購入費	機器購入、ソフトウェア等の購入、テレワークツール購入費用 【対象】 パソコン、タブレット、VPN（リモート）機器、Web会議システム用機器、ルーター、無線LAN機器	

2 補助率は補助対象経費の2/3以内とし、補助限度額は50万円とする。

3 補助対象者は、国又は地方公共団体等が行っているテレワークに関する助成金等（以下「助成金等」という。）の取得が可能な場合は、補助事業に優先して助成金等を取得することとし、助成金等の交付決定を受け、その対象経費とされているものについては、補助事業の補助対象経費とすることはできない。

（補助事業の交付申請）

第6条 補助対象者は、テレワーク型企業誘致推進事業環境整備補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により交付申請書を提出するときは、補助対象経費から消費税等仕入

控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を減額しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助事業の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件をテレワーク型企業誘致推進事業環境整備補助金交付決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助事業等の変更）

第8条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、テレワーク型企業誘致推進事業環境整備交付変更申請書（様式第5号。以下「変更申請書」という。）に第6条第1項各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助事業に要する予算を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の変更申請書の提出があったとき、又は前項の報告があったときは、テレワーク型企業誘致推進事業環境整備交付変更通知書（様式第6号）により交付決定の内容を変更することができる。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助事業の実績を報告しようとするときは、テレワーク型企業誘致推進事業環境整備補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書（様式第8号）

(2) 収支決算書（様式第9号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助年度の3月15日までとする。

3 第5条第2項ただし書の規定の適用を受けた補助対象者は、第1項の実績報告書を提出するときは、補助対象経費から消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、テレワーク型企業誘致推進事業環境整備補助金確定通知書(様式第10号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、テレワーク型企業誘致推進事業環境整備補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 規則第17条ただし書に規定する市長が定める期間(以下「処分制限期間」という。)は、補助事業が完了した日の翌日から起算して当該補助事業に係る機械装置等(以下「補助機械装置」という。)について減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)が定める耐用年数(以下「耐用年数」という。)を経過する日までの期間とする。

2 補助対象者は、処分制限期間において補助機械装置を処分しようとするときは、財産等処分承認申請書(様式第12号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(財産処分の場合の納付金)

第13条 前条第2項の場合において、補助対象者は、交付された補助金の額に補助機械装置の処分の日の翌日から処分制限期間の末日までの年数(1年未満の端数の期間は切り捨てるものとする。)を乗じ、かつ、耐用年数で除して得た額に相当する額(補助事業が完了した日後処分の日までの間に補助機械装置の修理等のため補助対象者が負担した経費がある場合は、これに相当する額を控除した額。以下「納付金」という。)を市に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助機械装置を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合は、市は納付金の全部又は一部の納付を免除することができるものとする。

(関係書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類のほか、補助事業により取得した財産を記載した台帳を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間これらを保管しなければならない。

(財産の管理)

第15条 補助事業により取得した財産は、前条の規定により整備した財産台帳をもって適正に管理し、財産の処分に際しては、規則第17条を遵守しなければならない。

(報告の徴収)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、補助事業実施後の成果について報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

テレワーク型企業誘致推進事業環境整備
補助金交付申請書

令和 年 月 日

（宛先）佐賀市長

申請者 住 所

事業所名

代表者氏名

印

テレワーク型企業誘致推進事業環境整備補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	
補助事業等の目的及び内容			
補助事業等の経費所要額			円
交付申請金額			円
補助事業等の完了予定年月日		年 月 日	
添付書類		・事業計画書 ・収支予算書 ・経費の見積書等	

様式第2号（第6条関係）

令和 年 月 日

事業計画書

法人の名称 及び 代表者名			
所在地	〒		
資本金又は 出資金	円	従業員数	人
電話番号		F A X 番 号	
メールアドレス			
年間売上高	円	担当者 職氏名	
業 種			
主たる事業 内容			
補助事業 内容			
事業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		

様式第3号（第6条関係）

令和 年 月 日

収 支 予 算 書

収入の部（資金調達の内訳）

単位：円

市からの補助金	
借入金	
自己資金	
合計	

支出の部（経費配分）

単位：円

経費区分	積算明細	補助事業に 要する全経費	補助対象 経費	補助金交 付申請額	備考
テレワーク環境整備					
合計					

※ 積算根拠となる書類（見積書等）は別添のとおり。

様式第4号（第7条関係）

佐市工第 号
令和 年 月 日

テレワーク型企業誘致推進事業環境整備
補助金交付決定通知書

様

佐賀市長



令和 年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付については、次のとおり決定したので、テレワーク型企業誘致推進事業環境整備補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	
補助事業等の目的及び内容			
交付決定金額		円	
交付条件		<ul style="list-style-type: none">・ 佐賀市補助金等交付規則及びテレワーク型企業誘致推進事業環境整備交付要綱の規定に従うこと。・ 補助事業を変更する場合は、市長の承認を受けること。・ 補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管すること。	

様式第5号（第8条関係）

テレワーク型企业誘致推進事業環境整備
補助金交付変更申請書

令和 年 月 日

（宛先）佐賀市長

申請者 住 所
事業所名
代表者氏名 ⑩

令和 年 月 日付け佐市工第 号で補助金等の交付決定を受けた補助事業等について、テレワーク型企业誘致推進事業環境整備補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度	補助金の名称	
補助事業等の変更の内容			
変更の理由			
補助事業等の変更後の経費所要額			
変更後の交付申請額			
変更の年月日		年 月 日（予定）	
添 付 書 類			<ul style="list-style-type: none">・ 変更後の事業計画書・ 変更後の収支予算書・ 経費の見積書等

様式第6号（第8条関係）

佐市工第 号
令和 年 月 日

テレワーク型企業誘致推進事業環境整備
補助金交付変更通知書

様

佐賀市長



令和 年 月 日付けで申請又は報告のあった補助金等の交付決定内容については、テレワーク型企業誘致推進事業環境整備補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり変更したので通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	
補助事業等の変更の内容			
変更後の交付決定金額			
変更後の交付条件	<ul style="list-style-type: none">・佐賀市補助金等交付規則及びテレワーク型企業誘致推進事業環境整備補助金交付要綱の規定に従うこと。・補助事業を変更する場合は、市長の承認を受けること。・補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管すること。		
変更の理由			

様式第7号（第9条関係）

テレワーク型企业誘致推進事業環境整備
実績報告書

令和 年 月 日

（宛先）佐賀市長

申請者 住 所
事業所名
代表者氏名 ㊟

令和 年 月 日付け佐市工第 号で補助金等の交付決定を受けた補助事業等の実績について、テレワーク型企业誘致推進事業環境整備補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

補助年度	年度	補助金の名称	
補助事業等の完了年月日		年 月 日	
補助金等の交付決定金額			円
補助金等の既交付金額			円
補助事業等の経費精算額のうち補助対象金額			円
添 付 書 類			<ul style="list-style-type: none">・ 事業実施報告書・ 収支決算書・ 領収書等

様式第8号（第9条関係）

令和 年 月 日

事業実施報告書

法人の名称 及び 代表者名			
所在地	〒		
資本金又は出資金	円	従業員数	人
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			
年間売上高	円	担当者 職氏名	
業種			
主たる事業 内容			
補助事業 内容			
事業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		

様式第9号（第9条関係）

令和 年 月 日

収 支 決 算 書

収入の部（資金調達の内訳）

単位：円

市からの補助金	
借入金	
自己資金	
合計	

支出の部（経費配分）

単位：円

経費区分	補助事業に 要した全経費	支払先	補助対象 経費	補助金交 付申請額	備考
テレワーク環境整備					
合計					

※ 支払を証明する書類（領収書等）は別添のとおり

様式第10号（第10条関係）

佐市工第 号
令和 年 月 日

テレワーク型企業誘致推進事業環境整備
補助金確定通知書

様

佐賀市長



令和 年 月 日付けで実績報告のあった補助事業等については、次のとおり補助金等の額を確定したので、テレワーク型企業誘致推進事業環境整備補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	
補助金等の交付決定金額			円
補助事業等の経費精算額のうち補助対象金額			円
補助金等の交付確定金額			円

様式第11号（第11条関係）

テレワーク型企业誘致推進事業環境整備
補助金交付請求書

令和 年 月 日

（宛先）佐賀市長

申請者 住 所
事業所名
代表者氏名 ⑩

テレワーク型企业誘致推進事業環境整備補助金交付要綱第11条の規定により、
次のとおり請求します。

補助年度	年度	補助金の名称	
補助金等の交付決定金額			円
補助金等の交付確定金額			円
補助金等の既交付金額			円
交付請求金額			円
今回請求後の未請求金額			円
振 込 先	金融機関名	銀行 信金 農協 漁協 信組	店
	口座番号	当座・普通	
	(フリガナ)		
	口座名義人		

様式第12号（第12条関係）

テレワーク型企业誘致推進事業環境整備補助金
財産等処分承認申請書

令和 年 月 日

（宛先）佐賀市長

申請者 住 所
事業所名
代表者氏名 ⑩

令和 年度テレワーク型企业誘致推進事業環境整備補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、テレワーク型企业誘致推進事業環境整備補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請するとともに、同要綱第13条第1項に基づき算出した収入を納付いたします。

補 助 年 度	年 度	処 分 制 限 期 間	年	経 過 年 数	年
取 得 財 産 の 品 目	※取得財産管理台帳から今回処分する機器名を記載				
取 得 年 月 日	年 月 日				
取 得 価 格 （ 税 抜 き ）	円				
処 分 予 定 年 月 日	年 月 日				
処 分 価 格 （ 税 抜 き ）	円				
納 付 金 額 （ 税 抜 き ）	円				
処 分 の 方 法	転用 ・ 有償譲渡 ・ 無償譲渡 ・ 無償貸付 ・ 抵当権の設定 ・ 取壊又は廃棄				
処 分 の 理 由					

【添付書類】 処分価格の積算資料、納付金額の積算資料
補助金交付決定通知書及び補助金確定通知書の写し